

# 講演会のご案内

「子どもの権利条約を考える part3」

「国連子どもの権利委員会が日本政府に求めたもの」

～国連第4・5回最終所見から～

講師 よとりやまようすけ  
世取山洋介さん

(新潟大学教育学部准教授 教育学・社会法学  
子どもの権利条約市民NGOの会事務局長)



## 【お話の内容について】

1. 「子どもの権利条約」って？

2. 条約ができてから30年、日本が批准してから25年。これまでにどんなことがあったの？

3. 2019年2月、国連が示した「第4・5回最終所見（勧告）」って？

4. 「第4・5回最終所見」をどう生かしていったらいいの？

とき：5月26日（日） 受付 13:00～ 講演・交流 13:20～16:00

ところ：「かでる2・7」520研修室

(札幌市中央区北2条西7丁目)

資料代：500円 (小・中・高・学生は無料)

共催：「子どもと教育・文化 道民の会」 さっぽろ子育てネットワーク  
「さっぽろ子ども・若者白書」をつくる会 新日本婦人の会北海道本部  
全北海道教職員組合 ビー・アンビシャス9条・北海道  
北海道子どもセンター 北海道高等学校教職員組合  
北海道高校センター附属教育研究所・相談所  
認定NPO法人北海道自由が丘学園 北海道民間教育研究団体連絡協議会  
(連絡先 090-9523-4396)

## 講師紹介 世取山洋介さん

(新潟大学教育学部准教授・

「子どもの権利条約市民・NGOの会」運営共同代表・事務局長)

主著 「ゼロトレランスで学校はどうなる」2017 共栄書房

「公教育の無償制を実現する」2012 大月書店

「安倍流『教育改革』で学校はどうなる 2007 大月書店

「きみの味方だ『子どもの権利条約』」シリーズ 2004～ ほるぷ出版



### 子どもの権利条約って何だろう

世界中のすべての子どもたちがもっている“権利”です。その“権利”について定めた条約が、「子どもの権利条約」、あるいは「児童の権利に関する条約」と呼ばれています。「子どもの権利条約」は、世界中の子どもたちの強い味方です。  
(ユニセフHPより)

### 「子どもの権利条約の締結国」には、報告の義務があります

条約を批准した国は、批准してから2年以内、その後は5年ごとに、国連の「子どもの権利委員会」へ国内の子どもたちの権利を守るとりくみについて報告を出さなければなりません。また一方で、国とは別に市民団体(NGO)からも報告書を提出し、意見を述べる事が認められています。委員会は両方の報告を見て、どんなところが欠けているか、対策をもっと取るべきか、指摘(「最終所見」〈勧告〉)します。

1998年5月、子どもの権利委員会は、日本政府に対して、「過度な競争」教育についての是正や、子どもの休息、余暇の権利を実現できるしくみを考えるように指摘しました。たしかに日本の子どもは忙しい・・・

一昨年日本は報告書を提出。NGO報告も提出されました。そして昨年2月、国連にて「予備審査」が行われ、今年2月国連は日本政府に対して「第4・5回『最終所見』(勧告)」を行いました。

**今回の講演会では、「市民NGOの会 事務局長」を  
され、「国連「予備審査」」に参加・意見陳述もされ  
た世取山洋介さんからお話をいただきます。**

**また、「最終所見」に関する質疑応答や「子どもの  
権利の現状と課題」などについても交流する予定です**